

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 (06-6115-7832)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市立デザイン教育研究所授業料等の減免の取消し
概要	大阪市立デザイン教育研究所の授業料減免制度により授業料等が免除になった方に対し、下記処分基準に該当する場合には授業料免除の取り消しを行うことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立デザイン教育研究所規則（昭和62年10月26日(教)規則第11号） 第8条 第5項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>大阪市立デザイン教育研究所の授業料等の減免を取消す場合の処分基準については、次に該当する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修業の途中で授業料等減免の理由がなくなつたとき ・ 減免申請理由に虚偽の事実があることが判明したとき <p>] (参考) ○大阪市立デザイン教育研究所規則（抄） 第8条 5 授業料等の減免を受けた者が次の各号の1に該当するときは、減免を取り消すことがある。 (1) 修業の途中で授業料等減免の理由がなくなつたとき (2) 減免申請理由に虚偽の事実があることが判明したとき</p>
ホームページ	
備考	